③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成21年10月14日において次の要件を満たすものとする。

①　平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐１）建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）若しくはｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「２）延床面積」以上ある施設

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分が当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設

２）延床面積　4,500㎡以上

３）工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）空気調和設備

ｂ）排水設備

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑１）建物用途　上記㋐１）に同じ。

２）延べ面積　1,500㎡以上

３）工事種目　空気調和設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」）昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㊟」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「気象庁清瀬庁舎（仮称）機械設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

気象庁清瀬庁舎（仮称）電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年９月14日

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　気象庁清瀬庁舎（仮称）電気設備工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　東京都清瀬市中清戸３―235

３　工事内容　本工事は、東京都清瀬市中清戸３―235において気象庁清瀬庁舎（仮称）電気設備工事の施工を行うものである。

敷地面積：20,157㎡

［第三庁舎］

構　　造：鉄筋コンクリート造　地上２階地下１階塔屋１階建て

延床面積：5,904㎡

用　　途：庁舎

［エンジン棟］

構　　造：鉄筋コンクリート造　地上１階建て

延床面積：340㎡

用　　途：庁舎

［第一庁舎］

構　　造：鉄筋コンクリート造　地上３階建て

延床面積：7,115㎡

用　　途：庁舎

［第二庁舎］

構　　造：鉄筋コンクリート造　地上２階建て

延床面積：4,284㎡

用　　途：庁舎

他３棟

工事種目：電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、静止形電源設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路

使用する主要な資機材：

配電盤（総変圧器容量約3,650kVA）17面、直流電源装置（約50Ah）３台、無停電電源装置　約500kVA×（４台並列）２システム、約300kVA×（４台並列）１システム、約300kVA×（３台並列）１システム、自家発電装置（約2,000kVA）３台、中央監視制御装置（総点数約2,000点）１台

工　　期：平成23年10月31日まで